2026年JMRC西日本ダートトライアルフェスティバルin四国
特別規則書（草案）

公　示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した JAF の国内競技規則およびその細則、2026年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定および本競技会特別規則書に従って準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2026年JMRC西日本ダートトライアルフェスティバルin四国

第2条 競技種目

ダートトライアル

第3条 競技の格式

JAF公認 準国内競技 JAF公認番号 2026－〇〇〇〇

第4条 開催日程

2026年11月28日（土）～11月29日（日）

第5条 開催場所

名　称　：三好グラベルパーク
所在地　：〒771－2301　徳島県三好市三野町清水

第6条 オーガナイザー

名　称　：ラリークラブつるぎ
代表者　：中岡　和好
所在地　：〒71－2305　徳島県三好市三野町太刀野5－22
　　TEL：03988－5116
協力　　：JMRC中部　JMRC近畿　JMRC中国　JMRC四国　JMRC九州

第7条 大会役員及び 競技役員

大会役員

大会会長	：金井　宣夫	（JMRC四国運営委員長）
組織委員長	：萩原　豪	（JMRC四国ダートトライアル部会長）
組織委員	：斎藤　道夫	（JMRC中部ダートトライアル部会長）
組織委員	：太田　智喜	（JMRC中国ダートトライアル部会長）

競技役員

審査委員長	：山下　里紗	（JMRC近畿ダートトライアル部会長）
審査委員	：今福　和彦	（JMRC九州ダートトライアル部会長）
競 技 長	：金井　宣夫	（TSURUGI）
コース委員長	：國見　聡	（TSURUGI）
計時委員長	：山田　英明	（TSURUGI）
技術委員長	：家段　祝久	（TSURUGI）
パドック委員長	：西村　英之	（TSURUGI）
救急委員長	：三宅　律子	（TSURUGI）
事務局長	：萩原　豪	（T.T）

第8条 開催タイムスケジュール

11月28日（土）

ゲートオープン	8:00
公開練習受付	8:30～10:00
公開練習コースオープン	9:00～10:10
公開練習ブリーフィング	10:20～10:30
公開練習走行	10:45～
公式受付A	11:00～15:00
公式車両検査A	11:10～15:20
車両持出受付	11:30～15:30
車両保管	16:00～翌朝6:00まで

※公式受付・公式車両検査は極力Aを受けること。
※公開練習の走行は１回とし、走行順は原則としてゼッケン順とする。

11月29日（日）

ゲートオープン	6:00
公式受付B（参加確認受付）	6:20～7:00
公式車検B	6:20～7:00
コースオープン	6:30～7:30
開会式・ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰｽﾞﾌﾞﾘｰﾌｨﾝｸﾞ	7:50～8:20
第1ヒート開始	8:40～
コース整備	第1ヒート終了後
慣熟歩行	コース整備後40分間
第2ヒート開始	慣熟歩行終了10分後
閉会式・表彰式	16:00～（予定）

※公式受付 A を済ませた場合でも公式受付Bにて参加確認を受けること。
※ヒート間及びクラス間に散水を行う場合がある。

第9条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則及び参加者に対する指示事項は公式通知により示す。

第10条 参加車両

1） 2026年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両とする。
2） 全ての参加車両は乗員保護の為、6点以上のロールケージを装着しなければならない。

第11条 競技区分

ATクラス
・クラッチペダルを有しない2輪駆動のAE・PN・N・SA・SAX

PN1＋クラス
・クラッチペダルを有する全てのAE車両
・気筒容積 1600cc 以下の二輪駆動のPN車両
・気筒容積 1586cc以下の二輪駆動のN・SA・SAX車両
・JMRC中部 S1500 規定に準じた気筒容積 1500cc 以下の二輪駆動のB車両

NS1クラス
・気筒容積 1600cc を超える二輪駆動のPN車両
・気筒容積 1586cc を超える二輪駆動のN・SA・SAX車両
・排気量区分無しの二輪駆動のSC車両
・気筒容積 1600cc 以下の四輪駆動のN・B・SA・SAX車両
・二輪駆動の B 車両
・二輪駆動のD車

NS2クラス
・気筒容積 1600cc を超える四輪駆動の・N・SA・SAX車両
・四輪駆動の B 車両

SCDクラス
・四輪駆動の SC 車両
・四輪駆動のD車両

RWDクラス
・排気量区分無しの後輪駆動車両

〈賞典賞典外クラス〉
オープンクラス

第12条 参加者および競技運転者

1） 参加者は、有効な JAF 発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。
但し、競技運転者は参加者を兼ねることが出来る。
2） 競技運転者（ドライバー）は有効な自動車運転免許と有効なJAF競技運転者許可証国内B以上の所持者であること。
3） その他何らかの理由により警察等行政機関により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。
4） 競技運転者は、競技中に有効な傷害保険または JMRC 共済、スポーツ安全保険に加入していること。
大会受付時にその保険証書(コピー可)または、各地区 JMRC 発行の有効な会員証を提示すること。

第13条 参加資格

D(中部)・E(近畿)・F(中国)・G(四国)・H(九州)地区に当該スポーツ登録を有し、2026年の各地区各シリーズに参加実績を有する者。
その他においても各地区の承認を得て参加可能とする。
A(北海道)・B(東北)・C(関東)地区に当該スポーツ登録を有し、2025年の各地区各シリーズに参加実績を有する物。

第14条 参加制限

１） 全クラスを併せて150台程度とする。
但し、参加台数が150台に満たない場合は各地区ダートラ部会より推薦する。
２） 重複参加は1台の車両に3名までとする。但し、同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。

第15条 参加料

１）参加料は次の通りとする。
〈賞典クラス〉
G 地区　　1名　24，000 円（サービス員1名を含む）
その他の地区　1名　22，000 円（サービス員1名を含む）
〈賞典外クラス〉
オープンクラス　1名　20，000円 （サービス員1名を含む）
２）各登録料は、次の通りとする。
サービスカースペース（5m未満の車両1台まで）1枠　2，000円
予備スペース　1枠　2，000円
追加サービス員登録　1名　2，000円
３）その他の費用（参加費用明細書にて申込みの事）
公開練習費用　5，000円 （1回の練習走行）
４）参加締切日以降の取り消しは、いかなる場合も参加料の返還はされない。
５）公式車検で出走を拒否された場合も参加料は返還されない。

第16条 参加受付

１）参加者は下記の書類に必要事項を明記し、**メール**もしくは郵便で期日までに参加料を下記口座に振込を行い提出しなければならない。
①参加申込書（署名をすること）
②車両改造申告書
③自己紹介申告書
④参加費用明細書
２）受付期間
受付開始 ： 2026年 10月 12日（月）
受付締切 ： 2026年 10月 30日（金）
３）電話、FAX、郵便書留 による参加申し込みは受け付けない。
４）参加申し込み
〒779-0101
徳島県板野郡板野町大坂字宮東 18-1
金井 宣夫　TEL：090-2824―5692
Mail：**westjapan.dirtfes.2026@gmail.com**
（メール送信後 3 日以内に返信がなき場合は、大会事務局にご連絡ください）
５） 振込先
下記口座への振り込みで送金すること。

振り込み先（郵貯銀行から）
郵貯銀行 普通預金 記号 16240 口座番号 16600021　口座名 ﾗﾘｰｸﾗﾌﾞﾂﾙｷﾞ
振り込み先（一般銀行から）
郵貯銀行 628（ろくにいはち）支店 普通預金口座 番号 1660002 口座名 ﾗﾘｰｸﾗﾌﾞﾂﾙｷ

６） 参加問いさ合わせ
参加資格や参加クラスのなどの確認は、各地域部会長に問い合わせること。

D（中部）地区
齊藤 道夫
TEL：090-5303-3908
Mail：m-saitoh@par.odn.ne.jp
E（近畿）地区
山下 里紗
TEL：080-3837-2435
Mail：r.yamashita.dirt@gmail.com
F（中国）地区
太田 智喜
TEL：090-9712-0291
Mail：elecom3515@gmail.com
G（四国）地区
萩原 豪
TEL：090-7147-1241
Mail：fkf748748@gmail.com
H（九州）地区

今福　和彦
TEL：090-3328-5449
Mail：k_fuku0227@yahoo.co.jp

7）大会事務局
〒771-1253
徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口 11-1
萩原　豪　　TEL：090-7147-1241
Mail: fkf748748@gmail.com

第17条 参加者の遵守事項

1） ドライバーは競技中、レーシングスーツ、ヘルメット、グローブを着用すること。
2） 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保つこと。
3） 参加者は、競技中に神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒したりしてはならない。
4） 参加者は、主催者や大会後援会、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
5） パドック内では、全てパドック委員の指示に従い、車両は徐行にて通行すること。
6） 公式車検の終了した車両は、競技終了まで競技会場外へ出ることはできない。
（車両持ち出し申告書を提出し、許可されたものは除く）
7） 入賞した競技運転者は、レーシングスーツ着用で表彰式へ出席する事を義務付ける。

第18条 車両及び競技運転者の変更

1） 競技運転者の変更は認めない。
2） 正式受理後の車両変更は認められない。但し、参加車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合、参加確認受付終了時までに大会事務局あてに理由を付した変更届、 及び変更する車両の必要書類を提出した場合、競技会審査委員会が承認すれば同一クラスに限り許される場合がある。

第19条 公式車両検査

1）ドライバーは車両とともに指定の時間内に所定の公式車両検査を受けなければならない。
2） 公式車両検査を受けない車両及び公式車両検査の結果不適切と判断された車両は出場を拒否する。
3） 技術委員長は、安全性について不適切と判断した個所については修正を命ずる。
修正不可能な場合は、スタートを拒否する。
4） 競技終了後、上位入賞車両は再車検を行う。

第20条 慣熟歩行

1） コースの慣熟はコースオープン時間内に徒歩にて行う。
2） 慣熟歩行は公式車両検査終了後行うことが望ましい。
但しサービス員が車検に立ち会う場合はこの限りではない。
3） コース図は公式通知とともに公示する。

第21条 ドライバーズブリーフィング

1） 競技長はタイムスケジュールに従い、競技会審査委員会出席のもとでドライバーズブリーフィングを開催する。
2） ドライバーは必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

第22条 スタート及び走行、ペナルティ

1） スタートは原則としてゼッケン順に行う。
2） スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
3） スタート合図は国旗又はクラブ旗によって行われる。
4） スタート合図後10秒以内にスタートしない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。
5） 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに10秒が加算される。
6） コース設定の為のパイロンに接触し転倒または移動した場合、1個につき5秒が、当該ヒートの走行タイムに加算される。
7） ミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。
8） 走行は原則として2ヒート行う。
9） 運転席側の窓ガラス及び、サンルーフを開けて走行した場合、当該ヒートの走行は無効となる。
10） 競技車両がゴールラインを通過した時点でチェッカー旗が振られ、当該ヒートは終了する。
11） スタート後3分以内にゴールラインに到達しない場合は、当該ヒートは無効とし、その車両はコースより排除されることがある。
12） 危険防止の為、フィニッシュ後はオフィシャルの指示に従うこと。

第23条 信号合図

・国旗又はクラブ旗 ： スタート
・黄 旗 ： パイロン接触、移動、転倒
・赤 旗 ： 危険あり停止せよ
・黒 旗 ： ミスコース
・チェッカー ： ゴール

第24条 計時

1）計測は、競技車両が最初の計測ラインを横切った時より開始し、最終の計測ラインを横切った時に終了する。
2）計測は光電式計測機器を使用し、1/1000 秒までを結果とする。
3）ストップウォッチを使用する場合は2個以上で少なくとも 1/100 秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第25条 順位決定

原則として2ヒート走行し、2ヒートのうち良好なタイムを結果として採用し最終の順位を決定する。但し、同一タイムの者が複数の場合は、以下の基準により順位を決定する。
（1）セカンドタイムの良好な者。
（2）排気量の小さい順。
（3）競技会審査委員会の決定による。

第26条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により競技運転者を失格とする。
1）競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2）不正行為を行った者。
3）コースアウト等で他人及び、施設等に重大な損害を与えた場合。
4）車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり、修理を行った場合。
5）会場内において、暴力、暴言、威圧行為等を行った場合。

第27条 抗議の手続きと時間制限

1）自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、これに対し抗議することができる。
2）抗議は必ず文書によるものとし、JAF 所定の抗議料 21,200 円を添えて、競技長に提出する事。
3）コース委員の判定及び、計時システムに関する抗議は一切受け付けない。
4）競技に対する抗議は競技終了後30分以内、競技結果に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に、技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、その決定直後に提出されなければならない。

第28条 抗議の裁定

1）競技会審査委員会の裁定結果は関係当事者のみに口頭で宣告される。
2）抗議料は抗議が成立した場合にのみ抗議提出者に返還される。

第29条 罰則の適用

1）本規則及び公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定し、違反者に通知される。
2）本規則の違反の罰則は出場拒否または失格とする。

第30条 遵守事項

1）参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
2）参加者、競技運転者、サービス員、ゲストは、JAF 及び、オーガナイザーならび大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第31条 賞典

1）全部門 全クラス
1位 ～ 3位 ・・・ JAFメダル ・ 副賞
4位 ～ 6位 ・・・ 副賞
Women 賞 ・・・ 女性運転者については該当者を抜粋し、参加する車両クラス1位のベストタイムとのタイム差で順位を決定して別途特別賞を授与する。タイム差が同じ場合は同順位とし、下位の者の順位は繰り上げない。
※参加台数により賞典の制限を行う場合がある。但し参加台数の50%を超えないものとする。
2）表彰対象者が表彰式を欠席した場合には、表彰を放棄したものとしてオーガナイザーの用意した副賞は授与されない。
3）地区対抗戦
各地区上位入賞者のポイントにより、優勝旗及び副賞が授与される。
なお、ポイント集計の詳細については、地区別の参加台数等を考慮し、公式通知にて発表する。

第32条 本規則の解釈

本規則及び本競技会に関する諸規則や公式通知の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に関する回答は競技会審査委員会の解釈、または、決定を最終とし、関係当事者に口頭で通知される。

第33条 競技会の延期、中止または短縮

1）保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定によって競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2）競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。

3）オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第34条　規則の施行ならびに記載されていない事項

1）本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
2）本規則に記載されていない事項については、FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則、および JAF 国内競技規則とその付則に準拠する。
3）本規則書発行後、JAFにより決定され公示された事項は、すべて本規則に優先する。

以上

大会組織委員会